

令和元年(行ウ)第59号 支出整理表
(今伊勢町連区)

番号	年度	支払日 月 日	項目	金額 証拠	原告が不当利得であると考える理由		被告の主張				
					概要	詳細(事実については証拠を引用して下さい。)	対象経費	認否	領収書の有無	備考	
1	H25		資料作成費。	34,630 甲4の13	目的外使用	領収書が存在せず(甲4の13), 目的内のものに費消されていない。			無	確認できない。	
2	H25		会議費。会議の飲み物代	39,237 甲4の13	目的外使用	領収書が存在せず(甲4の13), 目的内のものに費消されていない。					
3	H25		会議費。研修会の飲み物代	24,600 甲4の13	目的外使用	領収書が存在せず(甲4の13), 目的内のものに費消されていない。					
4	H25		研修費。東日本震災視察研修の交通費(交通費のみ負担)	897,000 甲4の13	目的外使用	領収証が存在せず(甲4の13), 要綱対象品(甲2)に含まず, 目的内のものに費消されていない。					
				995,467							
5	H26	4 24	研修費。研修時のバス借上げ料	336,490 甲5の13	目的外使用	領収証が存在せず(甲5の13), 要綱対象品(甲2)に含まず, 目的内のものに費消されていない。		目的内 否認	有	336,490円は、4/24～25の掛川市のねむの木学園への視察研修、貸切バス代 152,100円及び有料道路代22,500円を含む8件の支出の合計である。 336,490円の中には、対象外(手土産)と思われるものもあるが、上記2件の支出で県交付金を上回るので否認する。	
				336,490							
6	H27		資料作成費。コピー代	22,735 甲6の13	目的外使用	領収書が存在せず(甲6の13), 目的内のものに費消されていない。		目的内 否認		22,735円は、コピー代、インク代、計13件の合計。	
7	H27		会議費。会議のペットボトル代	89,027 甲6の13	目的外使用	領収書が存在せず(甲6の13), 目的内のものに費消されていない。				89,027円は、ペットボトル、コーヒー、食事代、計20件の合計。	
8	H27	6 29	研修費。研修時のバス借上げ料	226,800 甲6の13	目的外使用	領収証が存在せず(甲6の13), 要綱対象品(甲2)に含まず, 目的内のものに費消されていない。				226,800円は、6/29～30の養護老人ホームことぶき苑(兵庫県豊岡市)への視察研修における貸切バス代である。	
				338,562							
9	H28		資料作成費。コピー代 10円×2,200	25,176 甲7の13	目的外使用	領収書が存在せず(甲7の13), 目的内のものに費消されていない。 (収支計算書備考欄明細は22,000円)		目的内 否認	有	25,176円は、コピー代及びインク代、計16件の合計。	
10	H28		会議費。会議のペットボトル代 140円×540	76,126 甲7の13	目的外使用	領収書が存在せず(甲7の13), 目的内のものに費消されていない。 (収支計算書備考欄明細は75,600円)				76,126円は、ペットボトル、お茶、食事代、計19件の合計。	
11	H28		視察・研修費(交通費)。新千歳空港往復航空運賃28人分	1,370,424 甲7の13	目的外使用	領収証が存在せず(甲7の13), 要綱対象品(甲2)に含まず, 目的内のものに費消されていない。				1,370,424円は、6/27～29の千歳市子育て総合支援センターへの視察研修。航空運賃1,016,400円を含む11件の合計である。 1,370,424円の中には、対象外(手土産)と思われるものもあるが、上記の支出で県交付金を上回るので否認する。	
				1,471,726							
12	H29		資料作成費。コピー代10円×2,542	25,420 甲の13	目的外使用	領収書が存在せず(甲8の13), 目的内のものに費消されていない。		目的内 否認	有	25,420円は、コピー代及びインク代の計13件の合計。	
13	H29		会議費。会議のペットボトル代 140円×815	114,190 甲の13	目的外使用	領収書が存在せず(甲8の13), 目的内のものに費消されていない。 (収支計算書備考欄明細は114,100円)				114,190円は、お茶代及び食事代、計24件の合計。	
14	H29		会議費。東日本震災視察研修の交通費(交通費のみ負担、今伊勢⇒伊勢市)	412,562 甲の13	目的外使用	領収証が存在せず(甲8の13), 要綱対象品(甲2)に含まず, 目的内のものに費消されていない。				412,562円は、6/27～28の伊勢赤十字病院・老人保健施設への視察研修。貸切バス代199,800円、有料道路・駐車料金23,620円を含む11件の支出合計である。 412,562円の中には、対象外(写真代等)と思われるものもあるが、上記の支出で県交付金を上回るので否認する。	
				552,172							

令和元年(行ウ)第59号 支出整理表
(西成連区)

番号	年度	支出日 月 日	項目	金額	証拠	原告が不当利得であると考える理由		被告の主張			
						概要	詳細(事実については証拠を引用して下さい。)	対象経費	認否	領収書の有無	備考
1	H25		会議会。定例会・役員会等のお茶代	71,530 甲4の8	目的外使用,期限外使用	領収書が存在せず(甲4の8),目的内のものに費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲4の8)。					
2	H25		研究会費。日帰り研修視察時のバス借り上げ代(太陽の家他)	78,750 甲4の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲4の8),要綱対象品目に記載無(甲2),目的内のものに費消されていない。					
3	H25		研究会費。一泊視察研修時のバス借り上げ代(金沢 北伸福祉会)	241,500 甲4の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲4の8),要綱対象品目に記載無(甲2),目的内のものに費消されていない。					
4	H25		事務費。インク代と用紙代	7,216 甲4の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲4の8),目的内のものに費消されていない。					
				398,996							
5	H26		会議会。定例会・役員会等のお茶代	69,570 甲5の8	目的外使用,期限外使用	領収書が存在せず(甲5の8),目的内のものに費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲5の8)。					
6	H26		研究会費。日帰り研修時のバス借り上げ代(アウン エーザイ公園他)	86,400 甲5の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲5の8),要綱対象品目に記載無(甲2),目的内のものに費消されていない。					エーザイ公園は誤りで、エーザイ工園(製薬会社)が正しい。
7	H26		研究会費。一泊視察研修時のバス借り上げ代(長野市紫やすらぎ園等)	237,600 甲5の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲5の8),要綱対象品目に記載無(甲2),目的内のものに費消されていない。					
8	H26		研究会費。出張旅費(協議会の代表として参加の旅費	87,000 甲5の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲5の8),要綱対象品目に記載無(甲2),目的内のものに費消されていない。					
9	H26		事務費。インク代と用紙代	12,798 甲5の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲5の8),目的内のものに費消されていない。					
				493,368							
10	H27		会議会。定例会役員会等のお茶代	64,402 甲6の8	目的外使用,期限外使用	領収書が存在せず(甲6の8),目的内のものに費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲6の8)。					
11	H27		研究会費。日帰り研修時のバス借り上げ代(名大減災館他)	86,400 甲6の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲6の8),要綱対象品目に記載無(甲2),目的内のものに費消されていない。					
12	H27		研究会費。一泊視察研修時のバス借り上げ代(神戸市しあわせの村)	237,600 甲6の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲6の8),要綱対象品目に記載無(甲2),目的内のものに費消されていない。					
13	H27		研究会費。出張旅費(協議会の代表として参加の旅費	98,000 甲6の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲6の8),要綱対象品目に記載無(甲2),目的内のものに費消されていない。					
14	H27		事務費。インク代と用紙代	18,490 甲6の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲6の8),目的内のものに費消されてない。					
				504,892							
15	H28		会議会。定例会役員会等のお茶代	78,083 甲7の8	目的外使用,期限外使用	領収書が存在せず(甲7の8),目的内のものに費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲7の8)。					
16	H28		研究会費。日帰り研修時のバス借り上げ代(名大減災館他)	97,200 甲7の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲7の8),要綱対象品目に記載無(甲2),目的内のものに費消されていない。					名大減災館は誤りで、岡崎市矢作学区の民生委員との交流会が正しい。

令和元年(行ウ)第59号 支出整理表

(西成連区)

番号	年度	支出日 月 日	項目	金額	証拠	原告が不当利得であると考える理由		被告の主張			
						概要	詳細(事実については証拠を引用して下さい。)	対象経費	認否	領収書の有無	備考
17	H28		研究会費。一泊視察研修時のバス借上げ代(長野市紫やすらぎ園等)	140,400 甲7の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲7の8), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに費消されていない。					長野市紫やすらぎ園は誤りで、稻むらの火の館(和歌山県・津波防災教育センター)が正しい。
18	H28		研究会費。出張旅費(協議会の代表として参加の旅費)	63,000 甲7の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲7の8), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに使用されていない。					
19	H28		研究会費。社会福祉大会(県・市福祉大会への参加旅費)	133,000 甲7の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲7の8), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに使用されていない。					
20	H28		事務費。インク代と用紙代	27,473 甲7の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲7の8), 目的内のものに費消されていない。					
				539,156							
21	H29		会議会。定例会役員会等のお茶代	41,692 甲8の8	目的外使用.期限外使用	領収書が存在せず(甲8の8), 目的内のものに費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲8の8)。					領収書の合計は42,996円と1,304円超過している。 出納簿の支出は41,692円 通帳は41,692円分引出し済み。
22	H29		研究会費。日帰り研修時のバス借り上げ代(ジョイフル千種等)	97,200 甲8の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲8の8), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに使用されていない。					
23	H29		研究会費。一泊視察研修時のバス借上げ代(ねむの木学園等)半分	140,400 甲8の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲8の8), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに使用されていない。					領収書の金額は、280,800円である。 差額は、特別会計から支出している。
24	H29		研究会費。出張旅費(協議会の代表として参加の旅費)	53,000 甲8の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲8の8), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに使用されていない。			一部無し		52,000円分有り。1,000円分の領収書がない。氏名が列挙してある領収書に1名分記入漏れか。 出納簿は53,000円分の支出有り。 通帳は53,000円分引出し済み。
25	H29		研究会費。社会福祉大会(県・市福祉大会への参加旅費)	136,500 甲8の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲8の8), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに使用されていない。					
26	H29		事務費。インク代と用紙代	13,855 甲8の8	目的外使用	領収書が存在せず(甲8の8), 目的内のものに使用されていない。					
				482,647							

令和元年(行ウ)第59号 支出整理表
(大和町連区)

番号	年度	支出日 月 日	項目	金額	証拠	原告が不当利得であると考える理由		被告の主張			
						概要	詳細(事実については証拠を引用して下さい。)	対象経費	認否	領収書の有無	備考
1	H25		資料作成費。資料作成のコピー代	2,200 甲4の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲4の12), 目的内の中に費消されていない。					
2	H25		資料作成費。封筒事務費	840 甲4の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲4の12), 目的内の中に費消されていない。					
3	H25		会議費。民協会議のお茶代 お茶パック、(70円×48人×4回)	13,440 甲4の12	目的外使用、期限外使用	領収書が存在せず(甲4の12), 目的内の中に費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲4の12)。		否認	有		
4	H25		会議費。役員会議のお茶代	50,584 甲4の12	目的外使用、期限外使用	領収書が存在せず(甲4の12), 目的内の中に費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲4の12)。					
5	H25		会議費。研修会等の交通費	298,050 甲4の12	目的外使用、期限外使用	領収書が存在せず(甲4の12), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内の中に使用されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲4の12)。	目的内	否認	有	298,050円のうち65,000円は、現金出納簿の1ページ前の数字を拾つてしまつた。 そのため298,050円-65,000円=233,050円が正しい。 会議費は、基本的には一宮市内の会合は1,000円、名古屋市内の会合は2,000円を交通費等相当額として支給している。 市内1,000円の積算内訳は、①ガソリン代2L 300円、②会議時のお茶代 200円、③駐車場代 500円(1ビル2.5時間500円)、名古屋市内2,000円は、さらに電車代1,000円を加算している。ただし、実費を支給することもある。内規等はないが、従来から各委員に説明し、同意を得ている。 各委員の受取書がない場合もあるが、その場合は領収書貼付用紙に○人分、○円というメモが貼り付けてあることから、領収書ありと判断した。 (以下、交通費については同様の考え方である。)	
				365,114							
6	H26		資料作成費。コピー代封筒等事務費 書籍代	23,279 甲5の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲5の12), 目的内の中に費消されていない。		否認	有	23,279円のうち220円(コピー代)は、領収書がなく、領収書貼付用紙にメモが貼り付けてある。	
7	H26		会議費。会場使用料	1,000 甲5の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲5の12), 目的内の中に費消されていない。		否認	無	現金出納簿から拾う際に、1年前あるいは1年後の年度の、市生涯学習センター午前利用料1,000円を誤って記載した。	
8	H26		会議費。民協会議のお茶代 (70円×50人×4回)	14,000 甲5の12	目的外使用、期限外使用	領収書が存在せず(甲5の12), 目的内の中に費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている。(甲5の12)。	目的内				
9	H26		会議費。役員会議のお茶代	42,000 甲5の12	目的外使用、期限外使用	領収書が存在せず(甲5の12), 目的内の中に費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている。(甲5の12)。		否認	有		
10	H26		会議費。研修会5回・県福祉大会・専門部会の交通費	159,500 甲5の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲5の12), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内の中に費消されていない。					
				239,779							

令和元年(行ウ)第59号 支出整理表

(大和町連区)

番号	年度	支出日 月 日	項目	金額 証拠	原告が不当利得であると考える理由		被告の主張			
					概要	詳細(事実については証拠を引用して下さい。)	対象経費	認否	領収書の有無	備考
10	H27		資料作成費。書籍、コピー、封筒代	20,253 甲6の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲6の12), 目的内のものに費消されていない。	目的内	否認	有	
11	H27		会議費。民協会議のお茶代 (70円×50人×4回)	14,000 甲6の12	目的外使用、期限外使用	領収書が存在せず(甲6の12), 目的内のものに費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲6の12)。				
12	H27		会議費。役員会議のお茶代	55,462 甲6の12	目的外使用、期限外使用	領収書が存在せず(甲6の12), 目的内のものに費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲6の12)。				
13	H27		会議費。研修会5回・県福祉大会・専門部会の交通費	160,463 甲6の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲6の12), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに費消されていない。				
14	H27		通信費。切手、葉書代	5,236 甲6の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲6の12), 目的内のものに費消されていない。				
				255,414						
15	H28		資料作成費。書籍、コピー、封筒代他	13,000 甲7の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲7の12), 目的内のものに費消されていない。	目的内	否認	有	
16	H28		会議費。北陸宿泊研修時のバス代	210,000 甲7の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲7の12), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに費消されていない。				210,000円は、223,300円の誤り。 223,300円は、6/5~6の福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、長浜城歴史博物館への視察研修(いずれも学芸員の案内による。)における貸切バス代である。
	H28		通信費。切手、葉書、送料	5,000 甲7の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲7の12), 目的内のものに費消されていない。				
17				228,000						
18	H29		資料作成費。書籍、コピー、封筒代他	36,514 甲8の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲8の12), 目的内のものに費消されていない。	目的内	否認	有	
19	H29		会議費。会議等のお茶代	42,000 甲8の12	目的外使用、期限外使用	領収書が存在せず(甲8の12), 目的内のものに費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲8の12)。				
20	H29		会議費。講演会等6回の交通費	171,000 甲8の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲8の12), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに費消されていない。異なる年度の費用に関する支出も含まれている(甲8の12)。				
21	H29		会議費。淡路島宿泊研修時のバス代	231,555 甲8の12	目的外使用	領収書が存在せず(甲8の12), 要綱対象品目に記載無(甲2), 目的内のものに費消されていない。				231,555円は、北淡震災記念公園、特別養護老人ホームあわじ荘への視察研修における貸切バス代である。
				481,069						